

:: 指定管理者制度導入施設 モニタリング・シート ::

評価年月日: 令和元年7月29日

1 基本事項	
公の施設の名称	相模原市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家
指定管理者の名称	特定非営利活動法人 福祉協会しろやま
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)
施設設置条例の名称	相模原市立城山障害者デイサービスセンター条例
施設の設置目的	在宅の障害者及びその介護を行う者に対し、通所による生産活動、創作的活動、介護方法の指導等の便宜を供与することによって障害者の自立と社会参加を促進し、もって、障害者の福祉の増進に寄与する。 (条例第2条) 障害福祉サービス事業(就労継続支援B)を実施。
施設概要	開所時間:午前8時30分から午後5時15分まで 休館日:日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日まで 年間開所日数:269日 敷地面積:947.00㎡ 延床面積:301.00㎡ 主な施設:訓練・作業室、多目的室、静養室・相談室、更衣室、シャワー室、事務室、トイレ、倉庫
施設所管課の名称	健康福祉局福祉部障害政策課

2 管理実績							
項目(単位)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数合計(人)	5,831	4,982	4,075	3,657	4,497	4,290	/
自立支援給付費合計(円)	39,390,742	34,630,729	28,221,406	27,408,219	34,833,918	35,304,621	/
収入総額(円)	41,826,248	39,826,248	33,425,676	29,491,392	36,865,850	37,218,928	/
支出総額(円)	37,636,986	39,953,492	33,425,676	29,491,392	30,911,162	34,084,754	/
工賃支払額(円)	7,247	6,230	7,797	7,942	6,368	6,487	/

3 成果指標の達成度	
指標名(単位)	1日当たりの平均通所者数 単位:人
指標式と指標の説明	年間延通所者数 ÷ 開所日数 利用率の向上に向けた指標

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値(単位)	20.0	18.0	18.5	19.0	19.5	20.0	17.0
実績値(単位)	21.4	18.5	15.1	13.6	16.7	15.9	/
達成度(%)	107.0%	102.8%	81.6%	71.6%	85.6%	79.5%	0.0%

施設の設置目的や施策の達成度を客観的に評価するため、指定管理者の募集において示した成果指標。

4 評価

指標名(単位)	評価	コメント
施設の設置目的の達成度	D	・成果指標の達成度が80%未満となったのは、前回の指定管理期間において、利用者の増加を見込み目標を高く設定したが、実際は利用者数が減少傾向となったもの。周辺の民間事業所が増加したことが理由として考えられる。 ・新規受注作業の受入や一人ひとりに対する支援の充実が図られたことで、工賃支払額は昨年度よりも増加しており、引き続き利用者への支援の充実に向けた取組を期待する。
事業・業務の履行状況	A	・事業計画に基づき、適切に事業が行われている。利用者ニーズの積極的な把握や地域イベント等の実施を通じた地域交流をはじめ、職員同士の勉強会による人材育成など、利用者への質の高いサービス提供が実施されている。
利用者満足度の向上度	A	・満足度調査における満足率は、100.0%となっており、市総合計画で掲げた目標値(91.7%)に対して、109.1%の達成度となっている。 また、職員の対応についても良くないと回答はなく、利用者への細やかな支援が実施されていることが伺える結果である。
財務状況の適正性	S	・施設について収支は黒字であり、法人についても収支は黒字で安定している。 ・経営状況に、特段の課題はない。

【施設の設置目的の達成度】の評価基準

モニタリングシート(3 成果指標の達成度)における「達成度」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

【事業・業務の履行状況】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式1)における「評価」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 全ての評価項目に「」または「」がつき、「」の数が評価項目の総数の3分の2以上である。
- A: 全ての評価項目に「」または「」つき、「」の数が評価項目の総数の3分の2未満である。
- B: 全ての評価項目が「」である。
- C: 「」と「」のどちらもつかない項目が1つある。
- D: 「」と「」のどちらもつかない項目が2以上ある。

【利用者満足度の向上度】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式2)における「達成度」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

【財務状況の適正性】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式3)における「3 指定管理者の団体本体の経営状況」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 評価対象年度の決算において、収入が支出を上回っており、かつ選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
 - A: 評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っておらず(収支が一致している。予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
 - B: 評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っているが(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
 - C: 評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行っている(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、または選考委員会による意見として本体の経営状況に「若干の懸念がある」とされた場合
 - D: 評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行っているが(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、かつ選考委員会による意見として本体の経営状況に「重大な懸念がある」とされた場合
- 「財務状況の適正性」の項目については、グループ全体としての評価とする。(複数の施設をグルーピングしている場合のみ)

客観的評価として以上の基準によりS～Dを判定し、選考委員会の意見を踏まえて調整することも可能とする。

5 施設所管課による総合評価

コメント	<p>利用者数が減少傾向にあるのは、周辺の民間事業所の増加などが理由として考えられるが、利用者の満足度は高く、工賃支払額の増加や職員の人材育成への取組について評価できる。引き続き、利用者寄り添った支援の充実を図るとともに、利用者数の拡大に向けた取組を図られたい。</p>
------	---

6 指定管理者選考委員会による評価

評価実施日	令和元年7月29日
コメント	<ul style="list-style-type: none"> ・地元中学校の職場体験の受け入れやイベント開催による地域住民との交流、職員の勉強会の開催など、利用者支援のための施設環境に対する取組は評価できる。 ・利用者への支援について、利用者満足度調査結果から個人寄り添った支援を行っていることが伺える。 ・障害福祉サービス事業所の増加により、公共施設としての当該施設の役割が変化している中で、募集要綱に記載があったとおり、今後の施設の在り方について、市と共に検討していただきたい。